

キッズパワー 会員規約

第1章 総則

第1条（会員規約）

この会員規約(以下、「本規約」という。)は、キッズパワー株式会社(以下、「事業者」という。)が提供するサービスを、第5条所定の会員が利用する場合に適用する。

第2条（本規約の範囲）

1. 事業者が会員に対して発する第4条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとする。
2. 事業者が、本規約本文の他に別途定める各サービスの「ガイドブック」または別途個別の通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、及びその他の利用条件の告知(以下、併せて「利用規約等」という。)も、本規約の一部を構成するものとする。
3. 本規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合には、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとする。

第3条（本規約の変更）

1. 事業者は、事業者が必要と認めるときは、本規約を変更することができるものとする。この場合にはサービスの利用条件は、変更後の本規約によるものとする。
2. 変更後の本規約については、事業者が別途定める場合を除いて、HP上もしくは各施設に表示した時点より、効力を発揮するものとする。
3. 会員は、本規約の変更に対し、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができないものとする。
4. 事業者は、必要と認めるときは、第1項の変更について会員に個別に通知することができる。

第4条（事業者からの通知）

1. 事業者は、HP上の表示、その他事業者が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知する。
2. 前項の通知は、事業者が当該通知の内容を表示した時点より、会員に到着したかどうかに関わらず効力を発するものとする。

第2章 会員

第5条（会員）

会員とは、学校教育法に定める小学校1年生から6年生の児童とその保護者の両者であり、事業者の趣旨に賛同し、本規約、利用規約等に同意した上で、入会を申し込み、事業者がこれを承認した者をいう。

第6条（入会手続き）

1. 入会を希望する方(以下、「入会希望者」という。)は、入会説明を受け、合意の上で所定の申込手続きを行ったあと、事業者が会員登録を承認した場合に、本サービスを利用することができるものとする。
2. 入会希望者の申し込み手続きは、所定の申込書に必要事項を記入、押印したうえ、必要書類等を添えて提出するものとする。
3. 入会希望者は、入会申し込みに係わる必要事項に真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、事業者は入会を拒否し、入会承認後に判明した場合であっても会員資格を一時停止し、または除名することができるものとする。
4. 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無、種類を申し出る必要があるものとする。また、入会後に上記の申告内容に変更があった場合も速やかに申し出る必要があるものとする。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、事業者は、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとする。

第7条（会員資格の停止・除名）

1. 事業者は、次の各号の一に該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとする。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとする。
 - ① 本規約、利用規約等に違反した場合
 - ② 料金の支払いを怠った場合
 - ③ 事業者の運営を妨害した場合
 - ④ 事業者の信用を毀損した場合
 - ⑤ 事業者の財産を侵害した場合
 - ⑥ 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
 - ⑦ 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
 - ⑧ 集団生活において著しい支障があると、事業者が判断した場合
 - ⑨ その他事業者の運営に支障があると、事業者が判断した場合
 - ⑩ 保護者が事業者の業務執行につき、社会通念に反し、過大な要求をしたと事業者が判断した場合。
 - ⑪ 保護者が事業者を理由なく批判等した場合。

第8条（利用の登録単位）

1. 利用の登録単位は、毎月1日から月末とする。
2. 会員から変更の届け出がない場合、登録内容は毎月継続されるものとする。

第9条（退会）

会員は、退会月の前月の最終営業日までに所定の退会手続きを行うことによって、退会することができるものとする。

第10条（休会）

1. 会員は、休会月の前々月の最終営業日までに所定の休会手続きを行うことによって、休会することができるものとする。ただし、休会期間は、3か月間を限度とし、会員が3か月を超えて休会を継続しようとするときは、3か月の経過により自動的に会員資格を失うものとする。
2. 休会中の会員は、所定の休会手数料を支払うものとする。

第11条（サービス申込み手続き）

会員は、サービスを利用する際には、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続きを経るものとする。

第12条（変更の届出）

1. 会員は、変更月の前月5日（日曜日の場合は翌営業日）までに所定の手続きを行うことによって、利用回数や利用の曜日の登録を変更することができるものとする。
2. 会員は、事業者への届出会員情報に変更があった場合には、速やかに事業者に対し、所定の方法で変更の届出をするものとする。

第13条（譲渡禁止等）

会員は、本規約等により生じた会員の地位を移転し、又は本規約により生じた事故の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供してはならない。

第14条（個人認証情報の管理責任）

1. 会員番号（メールアドレス、特定のサービスの為に事業者が付与する番号等を含む。）および会員番号と組み合わせるパスワード、その他記号等がある場合は、それらはいずれも会員の提供サービスまたはその他の付加サービスを利用する権利が認識されるに足る情報であり、この会員規約ではいずれも「個人認証情報」という。
2. 会員は、第三者に自己の個人認証情報を使用させてはならない。会員の個人認証情報が使用されたことに伴うサービスの利用、その他これに伴う一切の行為は、実際に誰によってなされたかに関わらず、全て当該会員によりなされたものとみなす。
3. 会員は個人認証情報の管理について一切の責任を負う。
4. 特定のサービス利用のために、事業者が付与する認証情報も、前3項の定めと同様とする。

第15条（責任事項）

1. 事業者は、サービスを提供するに当たり、事業者もしくはその職員の故意や過失、もしくは本規約又は利用規約等定めた注意義務に違反したことにより会員の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。但し、生じた損害について、会員に故意又は過失が認められるとき、本規約又は利用規約等に定めた注意義務に違反する行為があったとき、事業者もしくはその職員の正当な業務上の指示に違反する違反する行為が認められるときには、その状況や過失及び違反の程度を斟酌し、事業者はその損害賠償義務の全部又は一部について、相当な限度で免れるものとする。
2. 以下の各号に該当する場合には、事業者は一切の損害賠償責任を免れるものとする。
 - ① 会員がサービスの利用申込みの際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 会員がサービスの実施にあたって、必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 会員の急激な体調の変化、遊戯中の転倒等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 会員が、事業者もしくは事業所職員の指示に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ⑤ 事業者の管理外で発生した、会員同士でのトラブルにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ⑥ その他会員による本規約又は利用規約等の違反にもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為（前条により、利用または行為とみなされる第三者の利用や行為を含む。）とその結果について、事業者の責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとする。
4. 会員は、サービスの利用、その他これに付随する一切の行為により事業者または第三者に対して損害を与えた場合（会員がこの利用規約上の義務を履行しないことにより損害が発生した場合を含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第3章 料金

第16条（利用料金表）

事業者の提供するサービスの料金は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

第17条（延長料金）

1. 延長料金の発生は児童がICカードを使用した時間を基に計算を行うものとする。既定の時間を10分過ぎるごとに30分単位の延長料金を請求するものとする。
2. 送迎オプションを利用する場合も、ICカードを利用し施設を出た時間を基に延長料金を決定する。但し、送迎ポイントに迎えの保護者が不在等、会員側の都合で送迎を中止し施設に戻った場合は、送迎に係った時間も延長料金として請求する。その場合、送迎料金も併せて請求できるものとする。

第18条（キャンセル料）

1. 会員は、事前に申し込まれた追加利用、オプションサービス、その他の全てのサービスについて、それぞれ定められたキャンセル期限までに申し出ること、申し込みを取り消すことができるものとする。
2. 定められたキャンセル期限を過ぎてから、または連絡をせずにサービス等の利用を取りやめた場合、キャンセル料として当該サービス等に係る料金の全額を請求することができるものとする。

第19条（会費等の返還について）

事業者は、いかなる事由によっても会員資格を有するものにより、一度納入された入会金、月会費、その他料金は、過納又は誤納の場合を除き、返還しないものとする。

第20条（料金の改定）

事業者は、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、入会金、月会費、その他料金を随時改定できるものとする。

第4章 その他

第21条（サービス内容等の変更）

事業者は、会員に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとする。

第22条（施設の廃止・利用の制限）

1. 事業者は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合、その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、またその利用を制限することができるものとする。
2. 事業者は、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとする。また、それに対して補償は一切行わないものとする。
3. 会員は、前2項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとする。

第23条（サービスの提供の中止）

1. 事業者は、会員に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止できるものとする。
2. 事業者は、サービスの提供中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員からの損害賠償の請求を免れるものとする。

第24条（個人情報）

1. 事業者は、会員の個人情報を適切に取り扱うものとする。
2. 事業者は、会員の個人情報は、以下の目的のために利用するものとする。
 - ① サービスの提供、申込受付、入会審査等の手続き
 - ② サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他事業PR
 - ③ イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他諸対応
 - ④ 緊急時のご連絡、お問合せ、その他諸対応
 - ⑤ メールマガジンの送付
 - ⑥ その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること
3. 事業者は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとする。この場合、業務委託先との契約において、本規約に基づく事業者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
4. 事業者は、会員に対し個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることなく、第三者に個人情報を提供しないものとする。但し、前2項の目的の為に、前3項を遵守した上での情報の開示、提供は承諾を得たものとして扱う。
5. 第4項にかかわらず、刑事訴訟法218条（令状による捜査）、その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、事業者は、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとする。
6. 会員は、自らの個人情報を、サービスを利用して公開するときは、第14条（責任事項）が適用されることを承諾するものとする。
7. 事業者は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないよう加工したもの（以下、「統計資料」という。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができるものとする。また、事業者は、統計資料を業務提携先等に提供できるものとする。

第25条（反社会的勢力の排除の確認）

会員及び事業者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとする。

- ① 自らが暴力団、暴力団関係者もしくはこれに準ずる者又は構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用の申し込みをしないこと
- ③ 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第26条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とする。

第27条（裁判管轄）

本規約に関してやむを得ず訴訟又はその他の申し出をする場合の管轄裁判所は、さいたま地方裁判所又はさいたま簡易裁判所とする。

付則

本規約は、平成30年1月1日より発効する。